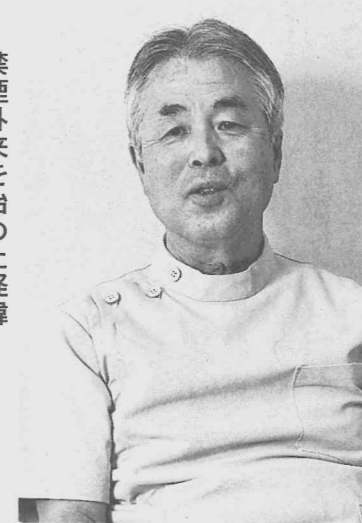


きょう31日は世界保健機関（WHO）が定めた「世界禁煙デー」。今年は「Protecting youth from industry manipulation and preventing them from tobacco and nicotine use（業界の操作から若者を保護し、たばこやニコチンの使用を防止する）」をテーマに、喫煙、受動喫煙から若者を守ることが各国で訴える。小中学生を対象に講演を続ける、医療法人千希会河本医院（鳥取県倉吉市）理事長で医師の河本知秀氏にニコチン依存症の恐ろしさについて、神戸パートナーズ法律事務所（神戸市中央区）に所属する弁護士、藤原唯人氏には屋内の原則禁煙を義務化した改正健康増進法でのポイントについて聞いた。

きょう世界禁煙デー

ニコチン数秒で脳に作用

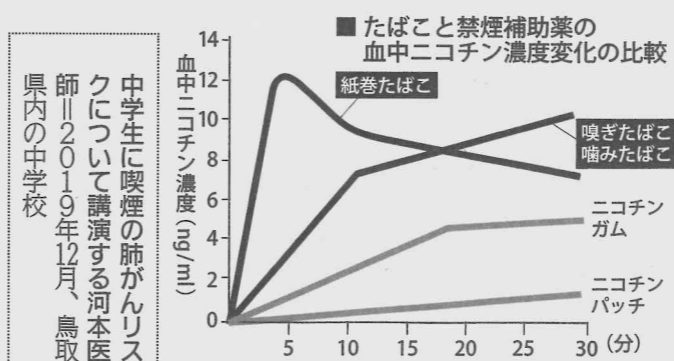


「禁煙外来を始めた経緯は。心臓外科医として病院に勤務していたが、40歳の時に地元倉吉市で医院を開業した。がんや心筋梗塞、呼吸器疾患などの患者さんを診て、これらの原因となる喫煙をやめないと治療の意味がないと思った。たばこが原因で重篤な病気になっても吸い続けてしまう。まずは、ニコチン依存症の治療が先決だと2003年から禁煙外来に取り組み始めた。

医療法人千希会河本医院
理事長・禁煙外来医師

河本 知秀氏

やめられない怖さ知って



「子ども向けの禁煙教育に力を入れている。喫煙を始めるのが早いほどニコチン受容体の数が増え依存が強くなる、という事実に基づき、たばこ業界は若者へ好奇心でたばこに手を出すと、自分で自分の行動をコントロールできない体になってしまう。大事な人を傷つけ、自らも健康と命を奪われる。この依存症の恐ろしさをしっかり理解し、決してたばこには手を出さないようにしてほしい。」

か7秒程度で脳に作用し、強い依存性を発揮することだ。その時間が短いほど依存が強くなる。さらに喫煙後30分程度でニコチンの血中濃度が半分になり、効果が切れると禁断症状が出て、習慣化してしまふ。その結果「たばこ製品は毎年世界で800万人の命を奪い、120万人を受動喫煙死させている」とWHOは指摘している。

「子ども向けの禁煙教育に力を入れている。喫煙を始めるのが早いほどニコチン受容体の数が増え依存が強くなる、という事実に基づき、たばこ業界は若者へ好奇心でたばこに手を出すと、自分で自分の行動をコントロールできない体になってしまう。大事な人を傷つけ、自らも健康と命を奪われる。この依存症の恐ろしさをしっかり理解し、決してたばこには手を出さないようにしてほしい。」

「若い人に伝えたいこと。好意でたばこに手を出すと、自分で自分の行動をコントロールできない体になってしまう。大事な人を傷つけ、自らも健康と命を奪われる。この依存症の恐ろしさをしっかり理解し、決してたばこには手を出さないようにしてほしい。」

喫煙から若者を守ろう

受動喫煙からの解放を



神戸パートナーズ法律事務所
弁護士

藤原 唯人氏

「禁煙、受動喫煙防止の問題に関わるようになったきっかけは。

たばこの煙がもともと苦手だった。弁護士になって1年目に兵庫県弁護士会館で開かれる委員会でも多くの人からたばこを吸っているのを見て禁煙にすべきだと思ひ、弁護士会で署名運動を始めた。すぐに過半数の賛同署名が集まり、全館禁煙が実現した。そのことをきっかけに喫煙や受動喫煙がもたらす害についてさらに深く勉強するようになり、日弁連の機関誌にこれらのテーマで寄稿することなど情報発信の機会が増えた。6月5日には共著で改正健康増進法のポイントをまとめた「2020年4月1日は受動喫煙からの解放記念日」を出版する(電子書籍端末キンドル版

「たばこ産業は新しい世代を狙っている」と書かれた、今年の世界禁煙デーのポスター

「改正健康増進法はどのような法律なのか。多数の者が利用する施設は原則禁煙にする法律だ。対象は「2人以上の者が同時にまたは入れ替わり利用する施設」であり、ほぼすべての職場、店が該当する。その中でたばこを吸わせる場合は密閉性のある喫煙専用室を設けなければいけない。

飲食店には例外があり、既存かつ小規模であれば、密閉性は必要だが飲食しながら喫煙することを認めている。既存」というのは20年4月1日時点で店を営業していること、「小規模」は客席面積100平方メートル以下の要件を満たしていることが条件だ。ただし、その場合でも出入口口に「20歳未満立ち入り禁止」と掲示しなければならぬ。客だけではなく従業員も対象になる。兵庫県は条例で「20歳未満」に「妊婦」も加えている。「世界標準から見れば日本の取り組みはどう評価されているのか。遅れている。WHOが各国のたばこ政策を評価する指標

屋内の間仕切りは無意味

「今年4月1日に施行された「改正健康増進法」と「改正兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例」のポイント

原則：「多数の者が利用する施設」*1は全面禁煙

*1「2人以上の者が同時に、または、入れ替わり利用する施設」

【例外】
「喫煙専用室」*2を設けるならば区画された空間*3が必要
*2「文字通り、もっぱら喫煙のみを目的とした部屋」
*3「壁・天井で区画、出入口で気流が必要、たばこ煙が屋外等に排気等の要件必要」

【飲食店における例外】
既存*4かつ小規模*5の飲食店に限り、喫煙しながら飲食可能な「喫煙可能店」にすることが可能
*4「2020年4月1日時点で現に存在していること」
*5「資本金5000万円超の会社が経営しているものではないこと、かつ、客席の床面積が100㎡以下であること」

「喫煙可能店」にした場合
・喫煙可能なエリアに、20歳未満および妊婦は立入禁止
・飲食店の出入口に、20歳未満および妊婦立入禁止である旨の標識を掲示要等の規制あり

があるのだが、日本は、以前は多くの項目で4段階評価の最低ランクだった。改正健康増進法の施行でようやく受動喫煙対策は一つだけランクを上げたにすぎない。

日本が04年に国会で承認したたばこ規制枠組み条約(FCTC)のガイドラインでは、受動喫煙を防止するには屋内では密閉性のある喫煙専用室などを設けても無意味で完全禁煙にするしかない、と定め

「若い人にメッセージを。喫煙者は採用しないという企業や、結婚相手が喫煙者では嫌という人が増えているようだ。喫煙するだけで人生における可能性がせばまってしまふ。これからの世の中は豊かな人生を送りたいならたばこを吸うべきではない。」